

経済産業省委託事業

ASEAN における知的財産にかかわる

諸団体等の活動調査報告

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

**felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.**

### 3.3 シンガポール

#### 3.3.1 概要

国際競争力の高さと急速な経済成長から近年ビジネス面においてスポットライトを当てられているシンガポールは、知的財産制度の面においては、ASEANの中で普及・保護について最も高いレベルにある国とされ、知的財産保護水準で上位にランキングされている(World Economic Forum の調査(2013/2014)では全世界で2位)。

シンガポール政府は、グローバル化の推進に伴い知的財産の重要性が増加するという考えに基づいて、シンガポールが知財ハブ(a IP hub in Asia)になることを目指している。そのための行動計画 (IP Hub Master Plan) を2013年4月に発表し、知的財産の取引及び管理のハブ(A Hub for IP transactions and management)、審査サービスのハブ(A Hub for quality IP filings)、紛争解決のハブ(A Hub for IP dispute resolution)となることを宣言している。

また、シンガポール政府の IP Hub Master Plan と関連して、WIPO の仲裁センターが設置され(2010年)、シンガポール WIPO 仲裁センターとシンガポール知的財産庁(IPOS)との共同で紛争解決手続きを行う調停制度が2012年から開始されている。

特許出願件数は年間1万件程度で、日本からの出願は1,300件程度であり、欧米に比べると件数は少ない。商標出願は約3万件、意匠出願は約1千件となっている。シンガポール知的財産庁が出願の審査業務を外国に外注していることはよく知られている事であるが、2012年に捜査審査部を設置し、庁内において審査官のトレーニングを行い、独自の審査業務を始めている。

日本特許庁とシンガポール知的財産庁(IPOS)では特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムを開始しており、日本出願人は日本の審査結果に基づいて簡便な手続きで早期審査を請求することができる。また、修正実体審査(MSE)も採用しており、日本の審査結果を示す書類を出願人がIPOSに提出することにより、簡易な追加的審査のみでシンガポール特許の付与を受けられる。なお、日本特許庁とシンガポール特許庁は2012年7月に知的財産に関する協力覚書を締結しており、知的財産専門家の交流やシンポジウム・研修プログラムの開催、知的財産に関する取組及び動向に関する情報交換等の協力活動を行っている。

また、ASEAN加盟国間での早期審査/審査協力のスキームであるASPEC (ASEAN Patent Examination Co-operation)の推進にも積極的である。

#### 3.3.2 調査結果

##### a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

シンガポール知的財産庁	IPOS (INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF SINGAPORE)
-------------	--

シンガポール警察 知的財産部隊	Singapore Police Force, IPRB (Intellectual Property Right Branch)
検事局	Attorney-General's Chambers
移民登録局	Immigration and Checkpoints Authority of Singapore (ICA)
シンガポール税関	SINGAPORE CUSTOMS
シンガポール最高裁判所	Supreme Court Singapore
世界知的所有権機関シンガポールオフィス	WIPO Singapore Office

### シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore(IPOS))

#### (1) 主な業務内容

2001年に設立された組織であり、特許、商標、意匠出願の審査が主な業務である。出願件数は2012年で商標が35,000件程度、特許が10,000件程度、意匠が1,500件程度。審査期間の短縮に力を入れている。2012年9月に捜査審査部(Search & Examination Unit)を設立し、シンガポール知的財産庁独自の調査と審査を開始した。

IP-Hub Master Planで提唱している”A Hub for quality IP filings”を目指して、審査の質の向上等を図っている。

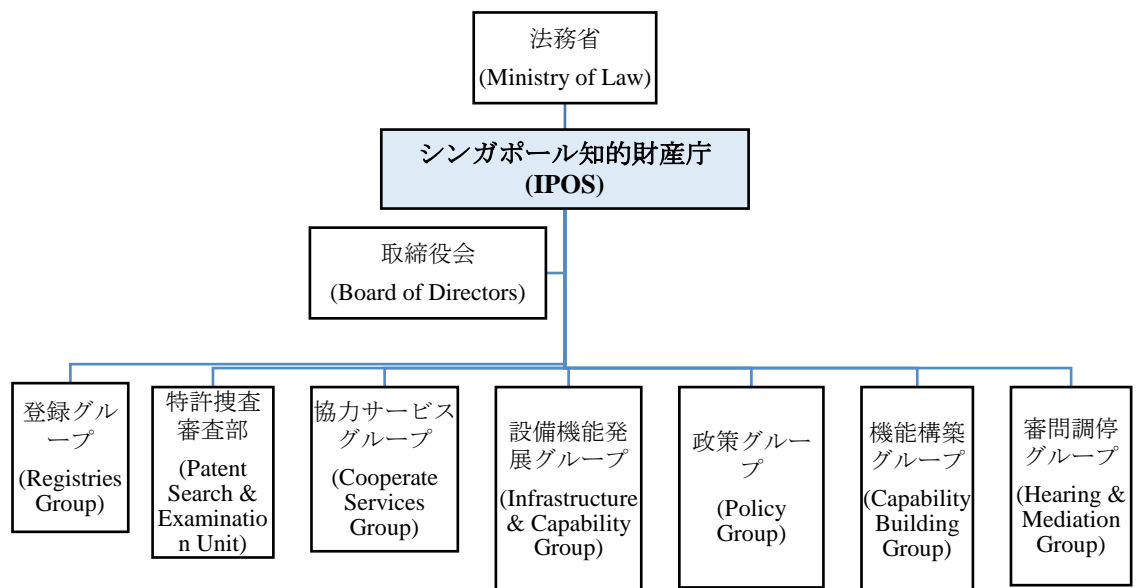
#### **IPOSの審査期間**

商標	6ヶ月以内に1st OAを受け取れる割合：99.3%
特許	2ヶ月以内に登録手続きに進む割合：96.7%
意匠	2ヶ月以内に登録手続きに進む割合：90%

#### (2) 組織構成

IPOSは、法務省(Ministry of Law)傘下の組織である。組織外の取締役から成る取締役会(Board of Directors)が設置され、IPOSの運営を管理している。取締役には、弁護士、会計事務所や銀行の幹部、大学教授、特許管理会社の幹部等が選任されている。

取締役会の監督の下で、商標、意匠等の登録グループ(Registries Group)、特許捜査審査部(Patent S&E Unit)、協力サービスグループ(Corporate Service Group)等においてIPOSの業務が執行されている。人員は250名程度であり、うち40名が特許の審査官である。なお、特許の審査官は、自国での審査を充実させるため増員される見込みである。



シンガポール知的財産庁(IPOS)組織図

### (3) 他団体との協力及び活動内容

2012年以降、シンガポール WIPO 仲裁センターと共同して仲裁手続きに携わっている。特に、特許紛争における専門家判断の利用(use of expert determination in patent dispute)の導入を推進している。

2012年4月より知的財産に関する教育機関である IP Academy を IPOS の下部組織とし、知財関連の人材育成にも力を入れている。

また、標準化と生産性、革新を唱える SPRING Singapore (Standards, Productivity, and Innovation Board。貿易産業省(Ministry of Trade and Industry)配下の組織)と連携して、中小企業の知財活動の支援を行っている。

なお、2012年より始動させた知的財産週(IP Week)という国家プロジェクトもシンガポール知的財産庁の重要な活動の一つである。IP Week はシンガポールがアジアの国際的知的財産ハブを目指すという目標のもとに取り組みの一環として策定されたものである。昨年(2013年)はアジアのみならず、欧米各国からも大勢の方が参加した盛況だった。イベント中は、知的財産に関わるパネルディスカッションが設けられ、世界中の知的財産関係者の交流が一層深まった模様。

### シンガポール警察 知的財産部隊 (Singapore Police Force Intellectual Property Rights Branch)

#### (1) 主な業務内容

模倣品対策等の知的財産に関する捜査及び執行の専門部隊である。2005年に設立さ

れた。公開情報によると主に著作権／商標の侵害品についての強制捜査を年間 200 件程度(共同捜査含む)行っているようである。

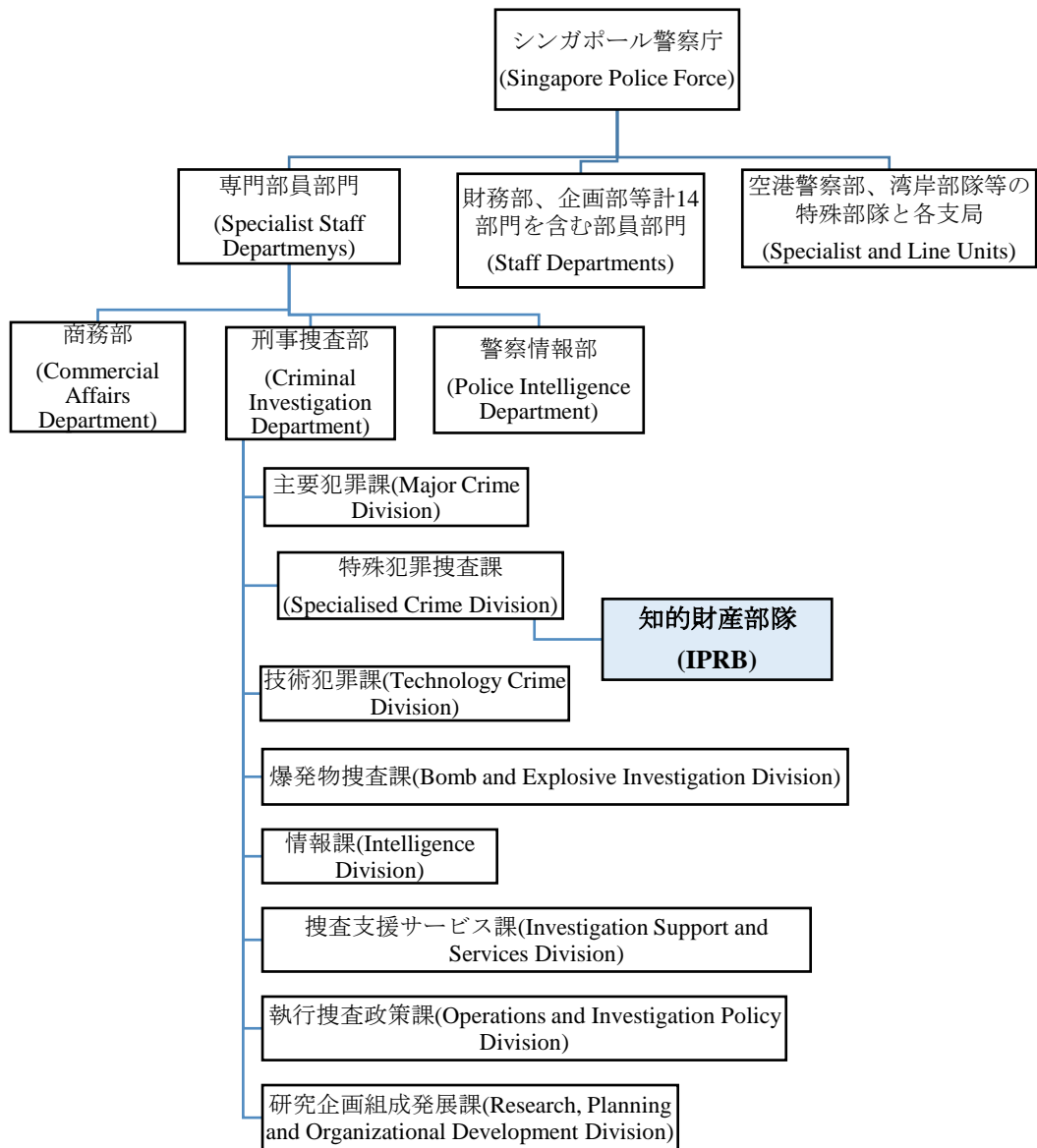
強制捜査件数

年	強制捜査 著作権	強制捜査 商標	強制捜査 合計	差押総額
2008	60	122	182	S\$3,325,283.00
2009	51	189	240	S\$3,029,251.00
2010	60	194	254	S\$6,618,794.00
2011	35	197	232	S\$1,973,549.00
2012	30	224	254	S\$2,023,057.00

出典：IPOS, Intellectual Property Right Branch

(2) 組織構成

シンガポール警察の刑事捜査部(Criminal Investigation Department)の中に専門的な捜査を行う部署(Specialised Crime Division)が 6 つ設置されている。知的財産部隊(Intellectual Property Rights Branch (IPRB))は、その中の 1 つである。25 名の警察官で構成されている。



シンガポール警察庁における知的財産部隊のポジション

(3) 他団体との協力

模倣品捜査において検事局(AGC)のサポートや、移民登録局や税関と協力しての捜査と執行を行っている。

**検事局(Attorney-General's Chambers (AGC))**

(1) 主な業務内容

1867年設立の組織。政府への法律アドバイスや検察官としての役割を担っている。知的財産の関連では、以下のものがある。

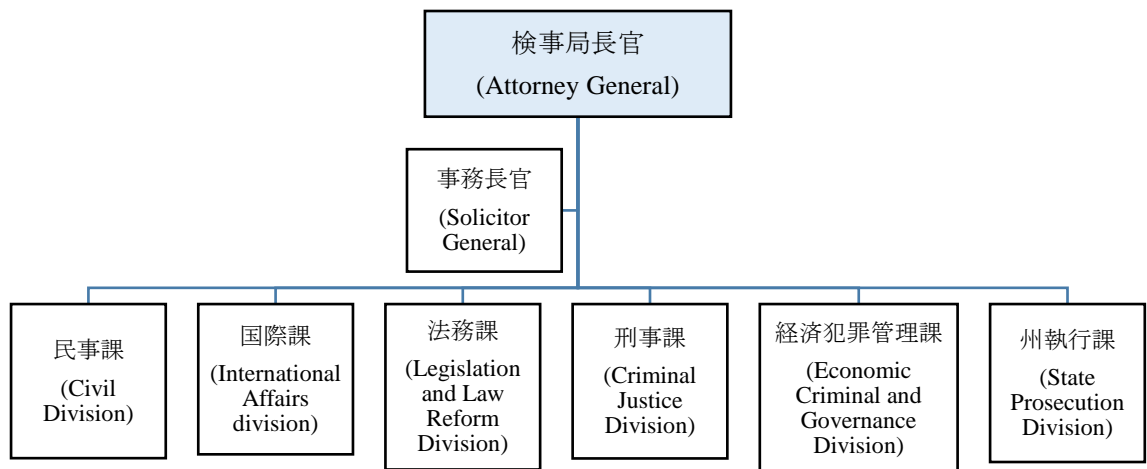
- 民事課(Civil Division)における知的財産に関連する法律についての政府機関へのア

ドバイス。

- 刑事課及び商業犯罪管理課(Criminal Division, Economic Crimes and Governance Division)における、知的財産侵害者に対する刑事告発。

(2) 組織構成

検事局長官(Attorney-General)、事務長官(Solicitor-General)の配下に、民事課(Civil Division)、国際課(International Affairs Division)、法務課(Legislation and Law Reform Division)、刑事課(Criminal Justice Division)及び経済犯罪管理課(Economic Criminal and Governance Division)、州執行課(State Prosecution Division)が配置されている。



シンガポール検事局(AGC)組織図

(3) 他団体との協力

シンガポール警察の知的財産部隊(IPRB)の協力を受けて、刑事告発した知的財産侵害者に対する捜査を行っている。

**シンガポール税関(Customs)及び移民登録局(Immigration and Check Points Authority of Singapore (ICA))**

(1) 主な業務内容

シンガポール税関は 1910 年に設立された組織であり、2003 年 4 月に現在の体制になった。さらに利用者のニーズに応じるため、また、シンガポールが国際貿易ハブになるために、2005 年 7 月に税関としてのミッション、目標と価値等を見直した。財務省(Ministry of Finance)配下の組織であり、Customs Act に基づいて活動している。主に通関業務を担当しており、シンガポール警察の知的財産部隊(IPRB)と協力して、知的財産権の保有者の申し立て又は職権で模倣品の取り締まりを行っている。

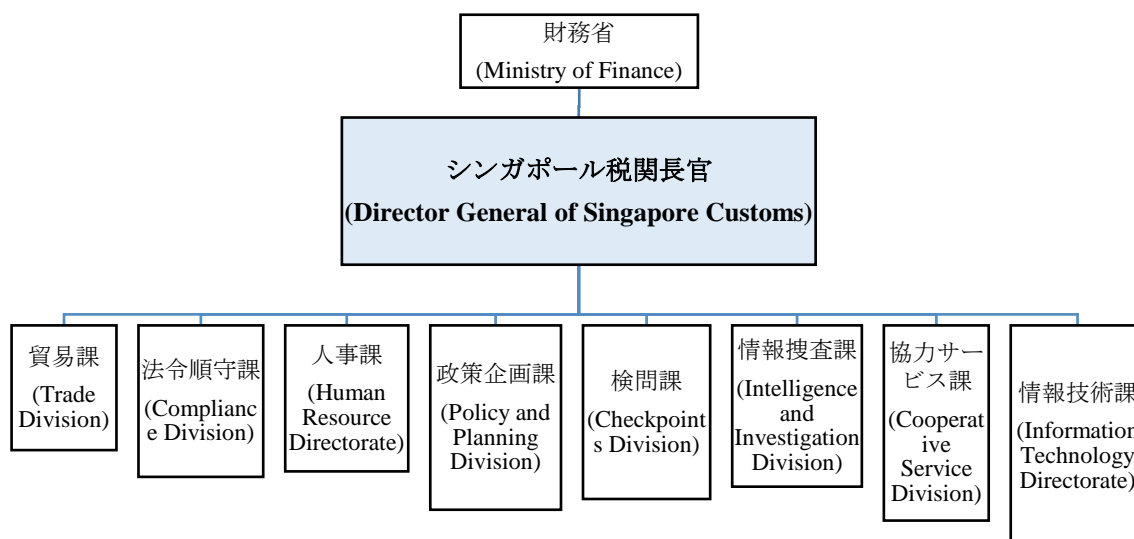
移民登録局(ICA)は、内務省(Ministry of Home Affairs)配下の組織であり、1900 年の始めに設立されたシンガポール移民登録局(Singapore Immigration and Registration(SIR))と

関税・消費税検問執行部 (the Checkpoints Operations of Customs and Excise Department(CED))が 2003 年 4 月 1 日に合併されたことにより設置された。入国者の管理及び、その人の持ち物がシンガポールに入る際の管理を行っている。

入国者が模倣品をシンガポールに持ち込まれないように取り締まりを行うと共に、一般公衆への周知を行っている。

## (2) 組織構成

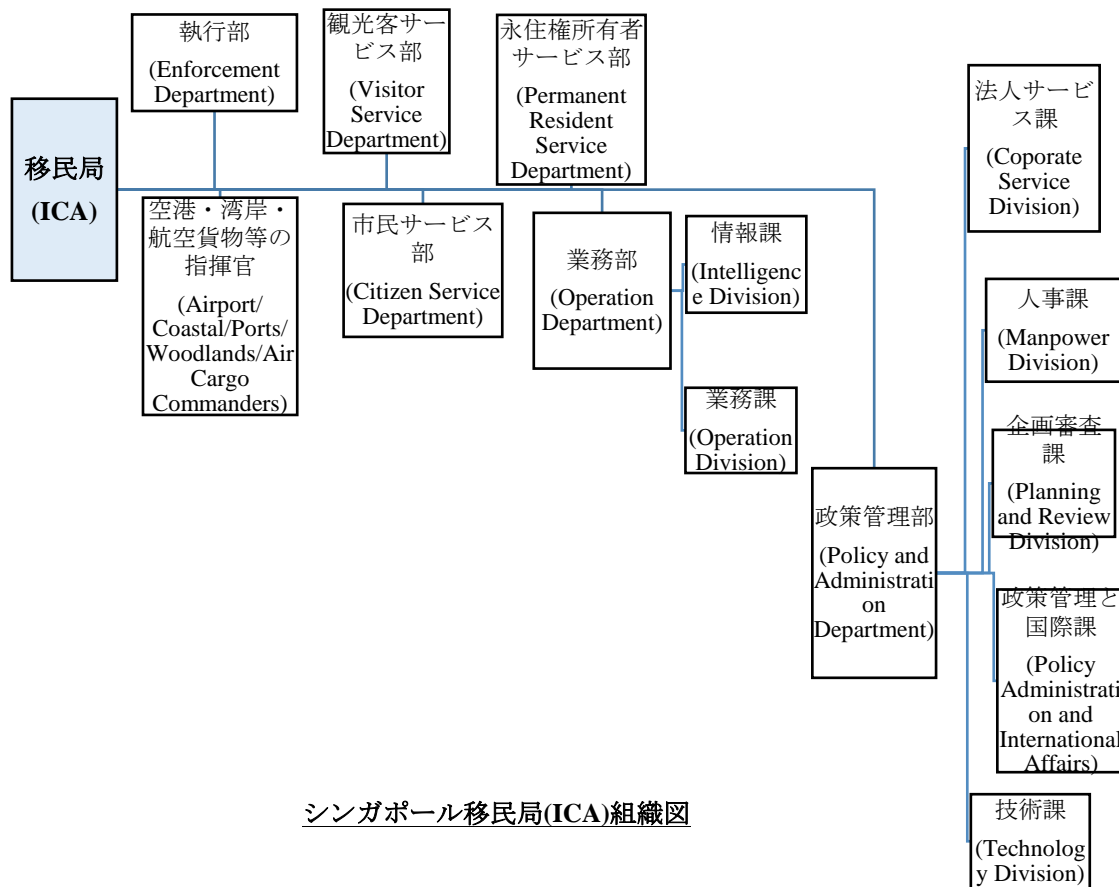
税関長官の下には貿易課(Trade Division)、法令順守課(Compliance Division)、人事課(Human Resource Directorate)、政策企画課(Policy and Planning Division)、検問課(Checkpoints Division)、情報捜査課(Intelligence and Investigation Division)、協力サービス課(Cooperate Services Division)、情報技術課(Information Technology Directorate)が設置されている。その他にはシンガポール税関アカデミー(Singapore Customs Academy)と内部監査局(Internal Audit Branch)がある。



シンガポール税関組織図

移民局本局は業務部(Operation Department)と政策管理部(Policy and Administration Department)によって組織されており、それぞれの下には情報課(Intelligence Division)、業務課(Operation Division)、法人サービス課(Corporate Service Division)、人事課(Manpower Division)、企画審査課(Planning and Review Division)、政策管理と国際課(Policy Administration and International Affairs)、技術課(Technology Division)が設置されている。また、空港や湾岸等には航空貨物検査課等が設けられており、その他にも執行部(Enforcement Department)、観光客サービス部(Visitor Service Department)、市民サービス部(Citizen Service Department)、永住権所有者サービス部(Permanent Resident Service Department)等がある。





シンガポール移民局(ICA)組織図

### (3) 他団体との協力

シンガポール税関は世界税関機構 (World Customs Organization(WCO))の一員であり、国際貿易の円滑化等に協力している。また、アジア太平洋経済協力(APEC)、アジア欧州会合(ASEM) と ASEAN 域内の税関基準の枠組み構築の為に連携活動を行っている。シンガポール税関は、シンガポール警察の知的財産部隊(IPRB)と協力して、知的財産権の所有者の申し立て又は職権で模倣品の取り締まりを行っている。

## シンガポール最高裁判所(Supreme Court Singapore)

### (1) 知財関連業務の特徴

最高裁判所は 1819 年 2 月 6 日に設立され、1969 年に現在の組織になった。世界レベルの司法組織の確立、維持等を目的としている。

最高裁判所管轄の高等裁判所(High Court)に知財専門の部署を設けて、専門的な審理を行える体制となっている。また、裁判所内の組織である専門家養成研修委員会(Training and Professional Development Committee(TPDC))にて知的財産等の専門的分野について習得できる体制となっている。2013 年 9 月に知的財産裁判所ガイド(The Intellectual Property Court Guide)が定められ、知財訴訟についてはこのガイドに従って手続きが進められて

おり、知財専門の裁判所は設置されていないものの、専門知識を要する知財訴訟に対応できる体制が整備されている。

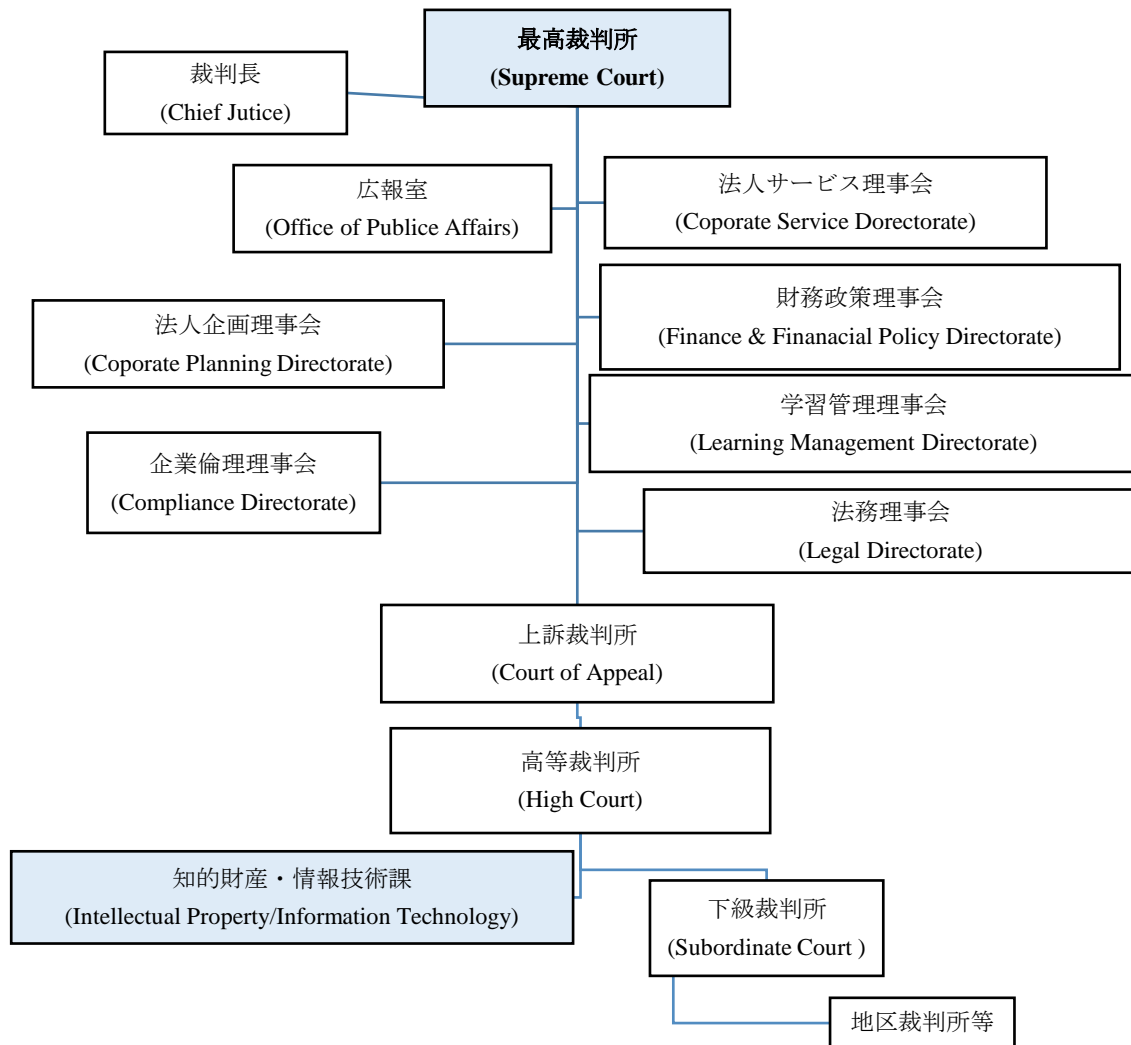
なお、シンガポールの裁判制度は第一審と上訴審の二審制となっている。

## (2) 組織構成

シンガポールの裁判所はシンガポール憲法 93 条により、最高裁判所(Supreme Court)と下級裁判所(Subordinate Court)に分けられている。最高裁判所には上訴裁判所(the Court of Appeal)と高等裁判所(the High Court)が設けられており、民事事件と刑事事件をともに扱う。最高裁判所は、裁判長(Chief Justice) / Chief Executive の配下に、法人サービス理事会(Corporate Service Directorate)、財務政策理事会(Finance & Financial Policy Directorate)、広報室(Office of Public Affairs)、法人企画理事会(Corporate Planning Directorate)、学習管理理事会(Learning & Management Directorate)、企業倫理理事会(Compliance Directorate)、法務理事会(Legal Directorate)等が配備される構成となっている。

下級裁判所には、民事と刑事事件を扱う地区裁判所(District Court)と治安裁判官法廷(Magistrates' Court)の他、検死官裁判所(Coroner's Court)、少年法廷(Juvenile Court)、交通裁判所(Traffic Court)、陳述裁判所(Mentions Court)、裁判宣告裁判所(Sentencing Court)、選別裁判所(Filter Court)の刑事事件関連の専門裁判所がある。

また、高等裁判所は重大犯罪に対する第一審裁判所でありながら、下級裁判所である地区裁判所と治安裁判官法廷に対する第二審裁判所でもある。



シンガポール裁判所組織図

(3) 他団体との協力

今回の調査範囲内では特になし。

**世界知的所有権機関シンガポールオフィス (WIPO Singapore Office)**

(1) 主な業務内容

WIPO シンガポールオフィスは、アジア太平洋地域の国々における知的財産分野に関する普及及び促進のため、加盟国の合意により 2005 年 2 月に設立された。

主な設立目的は、WIPO とアジア太平洋地域の国々の政府との関係強化、知的財産の普及に関する技術的なサポート、WIPO 本部へのアジア太平洋地域の知的財産の状況報告等である。活動内容はシンガポール政府と WIPO との合意により決定される。

主な活動として、PCT、マドリッド・プロトコル、ハーグ協定の普及促進、WIPO のシンガポール仲裁センターのサポート、プロモーションを実施している。

また、「ASEAN IP Right Action Plan 2011-2015」の実現に向けたサポートを行っている。ASEAN 各国での知財に関する地域イベントや研修会の開催も共同開催含め年間 150 件以上もある程積極的に参加している。

(2) 組織構成

シンガポールオフィスは、5 名の専門家により構成されており、WIPO シンガポールオフィス及び仲裁センターの業務を実施している。また、ASEAN 域内の企業へのサービス、支援、情報提供等の活動も行っている。

(3) 他団体との協力

シンガポール及び周辺地域の政府／国際機関と協力関係にある。知的財産に関連する団体をはじめ、以下の表に示した団体等との協力関係の構築を積極的に行っている。

**WIPO Singapore Office との協力団体**

Secretariat of the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)
Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) Secretariat
European Commission
Singapore International Arbitration Centre (SIAC)
International Confederation of Societies of Authors and Composers (CISAC)
Composers and Authors Society of Singapore (COMPASS)
international organization of mechanical rights societies (BIEM)
the Ministry of Law of Singapore
Ministry of Foreign Affairs of Singapore
Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
IP Academy; Agency for Science, Technology and Research (A* STAR)
the National University of Singapore
Nanyang Polytechnic the Nanyang Technological University

**b. 民間団体**

以下の民間団体について公知情報から活動内容について調査した。

シンガポール発明家協会	SIDA (Singapore Inventors' Development Association)
シンガポール弁理士会	ASPA (Association of Singapore Patent Agents)
国際知的財産保護協会 シンガポール	AIPPI Singapore (International Association for the Protection of Intellectual Property)

	Singapore)
シンガポール編曲者・作曲家協会	COMPASS

### **シンガポール発明者協会 (Singapore Inventors' Development Association(SIDA))**

#### (1) 主な業務内容

発明者間で発明のアイデアの改善や具体化等を相互にアシストすることを目的としている団体である。発明の保護についてもメンバー間で議論されているようである。1982年設立と比較的長い歴史を持つ。

約2ヶ月に1度の頻度で団体内での会合を実施しているようである。

入会料はS\$50、年会費はS\$36であり、入会すると会合に参加できる、商用化についての支援を受けられるといったメリットがある。

ホームページ上に開示されている2012年までのロードマップによれば、IPOS等の他団体との協力関係の構築や、発明者がアドバイスを求められる組織内のAdvisorsネットワークの構築等が計画されている。

### **シンガポール弁理士会 (Association of Singapore Patent Agents(ASPA))**

#### (1) 主な業務内容

シンガポール弁理士会は、2002年に設立された。シンガポールで登録している弁理士(Patent Agent)と弁理士試験勉強中の者がメンバーとなっている。2014年1月現在で、会員数は131名である。

会員が、高い倫理観を持って、高いレベルの特許関連業務を顧客に提供することを目指し、会員に対して教育や研修を行っている。また、特許に関する知識を会員間で相互共有すること等も目的としている。

他の団体との交流も図っており、米国知的財産法協会(American Intellectual Property Law Association (AILPA))とのセミナー開催等を行っている。具体的な交流内容はASAPのホームページに掲載されている。

IPOSの支援を受けて活動を行っている。また、弁理士の研修をIP Academyと協力して実施している。

### **国際知的財産保護協会 シンガポール(International Association for the Protection of Intellectual Property ,AIPPI Singapore)**

#### (1) 主な業務内容

AIPPIの活動のシンガポールでの実施を主な目的として、1998年に設立された。各国の知的財産権に関する比較検討を行い、制度調和を図る活動を行っている。また、会員に対し、シンガポール及びその他地域の法制度や実務についての情報を発信して

いる。

会員は法人会員 13 社、個人会員 35 名となっている。個人会員は特許事務所や法律事務所に所属している者が殆どである。

AIPPI 会合への参加や、他団体のシンガポール来訪時のホスト等の活動を行っている。また、IPOS と審査手続きについての意見交換や、IP Hub Master Plan の実現に向けた協力を行っている模様である。

### シンガポール編曲者・作曲者協会 (COMPASS)

#### (1) 主な業務内容

シンガポール編曲者・作曲者協会(COMPASS)は、非営利の公共企業であり、編曲者・作曲家(及びその相続人)・音楽作品とその関連歌詞の出版社の著作権利益を保護・促進するために 1987 年に設立された。楽曲等の使用者から使用料を徴収し、著作権者に分配する活動を主な事業としている。

また、一般消費者向けに、著作権の保護についての公報イベントを開催している。

ライセンス料等の収入が 2,000 万 S\$弱(2012 年)であり、運営費を除いた 1,800 万 S\$程度を著作権者に分配している。

#### (2) 組織構成

経営を管理する”管理委員会”(Management Committee)、一般消費者向けに COMPASS や著作権に関する公報活動や入会申請等を担当する”公報及び会員委員会”(Public & Membership Relations Committee)、ライセンス料分配ルールの検討、ライセンスに関する検討を行う”ライセンス・分配委員会”(Licensing & Distribution Committee)から成る。

#### (3) 他団体との協力

ライセンス料回収等の業務において、他の著作権管理団体と連携している。COMPASS の HP で具体例として挙げられているのは以下の団体。

- ASCAP (American Society of Composers, Authors and Publishers)
- BMI (Broadcast Music, Inc.)
- CASH (Composers and Authors Society of Hong Kong)

#### c. 教育機関

以下の教育機関について知財の取り組み状況を調査した。

IP アカデミー	IP Academy Singapore
シンガポール大学	NUS (National University of Singapore)

### IP アカデミー (IP Academy Singapore)

#### (1) 主な業務内容

2003年に政府主導で設立された、知的財産に関する教育機関である。世界に通用するレベルの知的財産の人材育成を目的としている。

以下の受講者を想定して、知的財産に関するプログラムを提供している。

- Public Sector Officers
- IP Business Consultants and SMEs
- Technology Transfer Officers / Research Scientists and Engineers
- Patent Agents and Lawyers

IP Academy とシンガポール大学が共同で運営する”Graduate Certificate in Intellectual Property Law program”を修了することが、シンガポールで Patent Agent の試験を受けるための要件になっている。このプログラムで知的財産に関する基本的な内容を習得できるようになっている。

(2) 組織構成

2012年4月より IPOS 配下の組織となっている。取締役会(Board of Directors)が設置され、議長は IPOS の長官(Chief Executive)が勤めている。教育プログラムを提供する Programmes 部門、研究を担当する Research 部門等の組織がある。人員は約 20 名。

(3) 他団体との協力

IPOS, WIPO Academy, Franklin Pierce Center for IP と以下の活動を協力して実施している。

**IP Academy と他団体との協力**

IPOS	2013年に、共同で Global Forum on IP (GFIP)を開催した。世界中から 600名を超える参加者を集めた。
WIPO Academy	2013年に共同でサマースクールを開催した。参加者は 29名。2014年も開催予定。
Franklin Pierce Center for IP	Franklin Pierce Center のサマープログラムに 2名の人員を派遣している。また、共同で Singapore でのサマースクールを開催することを計画している。

さらに、広州開発区(Guangzhou Development District (GDD))と知的財産保護に関するプログラム等を開催することについて、覚え書きを締結した。また、CEIPI (University of Strasbourg)と知的財産分野におけるヨーロッパ及びアジアでの教育及び研究への取り組みを行うことについて合意した。

**シンガポール大学 (National University Singapore(NUS))**

(1) 主な業務内容

シンガポール大学は 1905年にシンガポールに設置された高等教育機関を前身にして

いる。1962年にマレーシア大学の一部が University of Singapore となった。アジアの中心で世界をリードし、未来に影響を与える大学になることを使命としている。

大学院には Master of Laws (Intellectual Property & Technology Law) コースを設けている。著作権、特許、意匠、商標といった伝統的な知的財産法に関する授業に加えて、biomedical law, telecommunication law, internet law といった分野についても学習できるコースとなっている。

また、上述したように IP Academy と共同で知財に関するコースを開設している。大学の研究成果の普及促進のため、シンガポール大学の組織である NUS Enterprise ILO (Industry Liaison Office)により、発明の評価、特許出願、特許管理等の業務を実施している。

[参考資料]

INTELLECTUAL PROPERTY (IP) HUB MASTER PLAN

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Press%20Release/IP%20HUB%20MASTER%20PLAN%20REPORT%202%20APR%202013.pdf>

IPOS ANNUAL REPORT YEAR IN REVIEW

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Annual%20Report/2012-2013/index.html>

IP Academy Annual Reports

[http://www.ipacademy.com.sg/section/publications/annual\\_report.html](http://www.ipacademy.com.sg/section/publications/annual_report.html)

The Intellectual Property Court Guide

<http://app.supremecourt.gov.sg/data/doc/ManagePage/43/IP%20Court%20Guide.pdf>

平成 23 年度特許庁委託事業 模倣対策マニュアル シンガポール編(2012 年 3 月 日本貿易振興機構(ジェトロ))

アセアン・インド知財保護ハンドブック(JETRO, 2012 年 8 月)